



安全就業ニュース



すべての災害は防ぐことができる

安全はすべてに優先する

～ 安全就業の心得 みんなで守ろう10箇条 ～

- ①日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。(年に1回は健康診断を)
- ②仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。
- ③服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥加齢による身体の機能低下を十分認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦仕事をするときは急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨共同で仕事をするときは、合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

⚠ 就業上の注意事項について

～発注者からのクレーム、トラブルを防ぐために～

1. 発注者との事前の打合わせは必ず行ってください
「作業日時」「作業時間」など、丁寧な説明を心がけてください。
2. 就業報告書は正しく記入し、早めに提出をお願いします。
※白紙の就業報告書に押印を求める行為は、絶対にしないでください



センターが受注処理していない仕事が終了し、就業報告書の提出がなされた場合は、「無届就業」であり、センターが受注し会員に提供した仕事に該当しません。
このことは、明確な「センター就業規約」違反であり、最終的には、定款に基づき処分の対象となるような重大な規律違反です。

また、センターが受付をしていない「無届就業」についての事故やトラブルは、センターの評判を下げるだけでなく、対応についても各会員の自己責任で解決していただくこととなります。また、シルバー保険も適用されませんので、厳に慎んでください。

発注者から直接仕事を依頼された場合は、必ずセンター事務局に連絡をするか、発注者から直接事務局へ申込みをするよう説明してください。

お客様から、お礼の声が多数寄せられています。そのうち1件をご紹介します。 上着のボタン付け：角盤町のお客様より
ちよこしお助けサービスを利用「ボタンが取れて自分でつけられないので、助かりました。」とお礼の連絡をいただきました。



多い！高齢者の交通事故

知っているのと知らないのでは大違い

高齢者に関連する交通事故が多く発生しています。
長所と短所を自覚して安全運転を。

交通事故に
遭わないように
気をつけましょう。

多い！高齢者の交通事故

～知っているのと知らないのでは大違い～

☆高齢者の長所

- 交通安全に対する意識が高い
- 運転はほとんどの方がベテランである
- 車間距離を多く取る

☆高齢者マークの表示を

- ・75歳以上の運転者の方は必ず表示。
- ・70歳以上の方も表示しましょう。
- ※高齢者を保護するための規定です。

☆反射材を着用しましょう

- ・反射材は、運転者があなたを発見しやすくするための道具です。



(高齢者マーク)

- 常に余裕をもって運転するよう心がけましょう。
- 高齢者の特性を理解し、高齢者の交通安全に努めましょう。

高齢者の主な事故のパターン

危険な状態でも、横断を始める



交差点で停止・安全確認ができていない



慣れや思い込みによる運転



※加齢とともに聴力、視力、疲労回復力、薄明反応、分析と判断力、瞬発反応力は低下していくことを自覚して行動することが、自らの安全につながります。

体力

- 筋力が落ちるなど、歩行中、足元が気になり、下を向きがちになる。

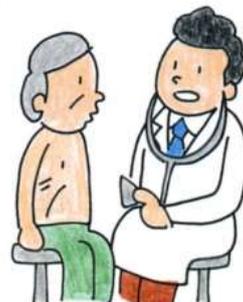


- 瞬発力が衰えふらつきやすく、歩行が不安定となりやすい。

☆対策

身体機能については、訓練によりかなりの程度まで、向上させることが可能であるとされています。

身体機能の向上を図ることは、健康にはもちろん、交通安全にも効果的です。定期的に、健康診断を受け健康管理に努めましょう。



就業先での事故について（安全標語：気を抜くな あせる気持ちで 事故の元）

事故発生状況(令和5年1月)

怪我をした、物を壊した・・・

- ・派遣は労災の手続き(治療費、休業補償等)が必要です。労働基準監督署に報告が必要な場合があります。
- ・請負はシルバー保険の手続き(治療費)が必要です。物を壊した場合は、賠償保険で補償対応することになります。

安全はすべてに優先する。



No	区分	性別・年代	事故の内容	損害の程度
事故0件です！ 引き続き無事故で就業をお願いします！！				

安全はすべてに優先する・・・声かけを行うなど周囲の状況を確認しながら作業を行ってください
 ◎仕事をするときには急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう
 ◎共同で仕事をするときには、合図・連絡を正確に行いましょう

※事故が発生した場合、すみやかに事務局に電話連絡してください(☎ 0859-32-2633)

一刻を争う場合は、迷わず「119番通報」して救急車を呼んでください

